

西尾市都市計画審議会会議録

開催日時 令和5年3月16日（木）
午後2時00分～午後3時30分

場 所 西尾市役所5階 51会議室

議 題 議案第1号 西尾市都市計画マスタープランについて
議案第2号 西尾市立地適正化計画について
議案第3号 西尾市緑の基本計画について

報告事項 1 西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域
広域ごみ処理施設整備事業に係る都市計画手続の経過について
2 西尾市歴史的風致維持向上計画の策定について

出席委員 嶋田喜昭 鈴木正章 磯部雅弘 永山英人
牧千恵子 朝岡市郎 原田裕司 外山好一
高須ゆき江 鈴木建宏

欠席委員 黒柳和義 中根静夫 手島とし子 齋藤種治 梅本雄司

事務局 都市整備部長 吉田修二
都市整備部技監 石原健司
都市計画課長 高須清和
都市計画課 課長補佐 青山 光
主 査 坂部 一
技 師 鈴木颯人
公園緑地課長 新實尉則
公園緑地課 主 査 加藤哲也
環境業務課長 渡辺英昭
環境業務課 主任主査 古居 徹
主 査 小池真史
観光文化振興課長 犬塚佐重喜
観光文化振興課 主査 榊原裕市

公開の有無 公開

傍聴人数 なし

<p>事務局</p>	<p>(開会) 午後2時00分</p> <p>皆様、定刻になりましたので、ただ今から令和4年度第3回西尾市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>本日は大変お忙しい中、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、事務局を務めさせていただきます西尾市都市整備部長の吉田でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、嶋田会長からご挨拶をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>会長を仰せつかっております。大同大学の嶋田です。本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の議案は3つ、報告事項は2つあります。議案1「都市計画マスタープラン」につきましては、来年度から10年間における都市づくりの全般的な方針になります。議案2、議案3の「立地適正化計画」、「緑の基本計画」についてはマスタープランに整合した詳細な計画となっておりますのでご確認いただきたいと思います。また報告事項として、「西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る都市計画手続の経過について」と「歴史的風致維持向上計画の策定について」の2件がございます。</p> <p>皆様のご協力により、会議がスムーズに進行いたしますことをお願いいたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、議案に入らせていただきますが、審議会条例第4条第2項の規定に基づきまして、ここからは会長に議長として議事進行をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>ただ今の出席者は委員定数15名のうち、10名で、過半数に達しており、審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますのでご報告をさせていただきます。</p> <p>議事に先立ちまして、審議会運営要綱第6条第1項において「審議会の会議については、議事録を作成し、議長の指名した委員2名</p>

事務局	<p>が、これに署名するものとする。」と規定されておりますので、会議録署名委員を指名したいと思います。</p> <p>会議録署名委員に磯部雅弘委員、牧千恵子委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号 「西尾市都市計画マスタープランについて」事務局より説明を求めます。</p> <p>都市計画課の高須でございます。</p> <p>それでは、着座にて説明をさせていただきます。</p> <p>議案第1号をご覧ください。西尾市都市計画マスタープランの提案理由としましては、近年の社会情勢やライフスタイルの変化などを踏まえて、都市機能の集積、新たな拠点や産業拠点の設定など、目指すべき将来像や土地利用などの都市整備の方針について見直し、にしお未来創造ビジョンなどの上位計画との整合を図りつつ、新たな都市づくりの指針となる都市計画マスタープランを策定するものです。</p> <p>都市計画マスタープランの策定は令和3年度から進めており、都市計画審議会には、令和3年12月23日に第1回目、令和4年5月12日に第2回目、10月18日に第3回目の報告をさせていただいております。その後、令和5年1月12日に都市計画マスタープラン等策定委員会を開催し、パブリックコメントを1月16日から2月14日まで実施いたしました。市民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、都市計画マスタープランとして取りまとめました。</p> <p>この都市計画マスタープランは、先程都市計画マスタープラン等策定委員会から市長に答申をしていただいた内容となっております。</p> <p>本計画については、都市計画決定ではないため、都市計画手続きを経る必要はありませんが、都市計画審議会で審議することが望ましいとされているため、議題とさせていただきます。</p> <p>次ページ以降が、都市計画マスタープランとなりますのでご覧ください。</p> <p>表紙をめくっていただきますと、目次がございますのでご覧ください。</p> <p>前回までの都市計画審議会では、「第1章はじめに」から「第</p>
-----	--

3章地域別構想」まで説明させていただいておりますので、ポイントとなる部分について説明をさせていただき、その後、「第4章計画の実現に向けて」について説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

16ページをご覧ください。10項目の都市づくりのキーワードを踏まえ、9項目の基本目標を定めています。

17ページをご覧ください。都市づくりの基本目標を順にご説明いたします。1つ目として、「道路・公共交通が充実した一体感のある都市づくり」、2つ目として、「市街地特性を踏まえて活力のある都市づくり」、3つ目として、「多様な産業を活かした都市づくり」、18ページに移りまして、4つ目として、「防災から復興まで生活を支える防災都市づくり」、5つ目として、「豊かな自然環境と調和した都市づくり」、6つ目として、「環境への負荷を低減した都市づくり」19ページに移りまして、7つ目として、「受け継がれてきた歴史・文化を活かした都市づくり」8つ目として、「すべての人にやさしい都市づくり」最後に、「市民とともに作る市民が誇れる都市づくり」の9項目として、これらを踏まえまして、目標とする将来都市像として、「住みたいまち 訪れたいまち ワクワクするまち にしお」サブタイトルを「多様性を活かした安全で魅力あふれる都市づくり」といたしました。

26ページをご覧ください。将来都市構造図となります。

拠点や都市軸を設定することにより、目標とする将来都市構造を明確にしています。ここでのポイントは上横須賀駅周辺を新生活拠点として位置づけ、まちづくりを進めること。主に衣浦蒲郡線、衣浦岡崎線沿いに産業拠点を配置したことがポイントでございます。

27ページをご覧ください。

都市づくりの基本目標を踏まえ、将来都市像から「土地利用の方針」、「道路交通ネットワークの整備方針」、「水と緑の整備方針」、「都市防災の方針」、「都市環境の整備方針」の5つの分野別まちづくりの方針を定めています。

29ページから43ページにそれぞれの方針が記載されていますが、説明については、省略させていただきます。

45ページから76ページは、地域別構想となります。

市内を6つのエリアに分けて地域別まちづくり構想を定めてお

り、5つの分野別まちづくり方針を踏まえて、地域別に具体的な施策まで記載をしています。

時間の都合もごございますので、説明は省略させていただきます。

78ページをご覧ください。第4章 計画の実現に向けてでございます。I 共創のまちづくり 1. 市民・市民団体・事業者・行政の役割では、将来都市像やまちづくりの目標を実現するためには、行政の努力だけでなく、市民・市民団体・事業者の協力が欠かせません。協力を求める協働のまちづくりだけではなく、市民・市民団体・事業者が主体となって積極的にまちづくりの発案・実現に取り組む共創のまちづくりを目指すものとししました。

中段には、共創のまちづくりのイメージ、下段の表では役割分担について記載しています。求められる役割として、市民は良好なコミュニティの維持・形成など3項目、市民団体は市民との協力によるまちづくりの推進など2項目、事業者は将来都市像やまちづくりの方針をふまえたビジネスの展開など3項目、行政は計画的なまちづくり施策の実施など7項目としております。

79ページをご覧ください。2. 共創のまちづくりに対する支援でございます。共創のまちづくりは、地域別懇談会における提案をふまえると、当面、地域の美化運動・清掃活動、自然環境の保全、イベントの開催、自主防災活動の支援などが想定され、場所の提供、物品の貸与・提供、法的チェックなどによる行政のサポートが有効なため、下記に掲げるような既存の制度の周知とともにこれらを積極的に活用し、必要に応じて制度の拡充や新設を検討しつつ、共創のまちづくりに対する支援を行います。

80ページをご覧ください。II 都市計画マスタープランの進行管理 1. P D C Aサイクルによる進行管理では繰り返すP D C Aサイクルによる進行管理を行うこととしています。

2. 計画の評価・見直し

(1) 計画の評価・見直しでは計画の取り組みを効果的に進めるためには、施策・事業の実施状況や社会経済情勢、市民ニーズの変化などに応じて、適正な見直しを図ることとし、中間年を目途として、必要に応じて本計画の見直しを行うものとしします。

(2) 評価指標についてでございます。81ページに各種データによる評価指標を一覧にしております。

各分野の指標を1つずつ説明させていただきます。

人口の総人口では、工場誘致による人口増加等の見込み10年後は173,150人としています。

土地利用の区画整理により増加する住民の数では、市街地を整備し生み出された宅地に住民が住むことを想定し、10年後は27,900人としました。

道路・交通の都市計画道路の整備率では、整備実績を基に、10年後の整備率を75.7%としました。

水と緑の都市公園箇所数では、整備予定や区画整理により確保される公園予定地の他、借地公園を基に、10年後は73箇所としました。

都市防災の漁港海岸地震対策事業整備延長では、西尾市が管理する漁港海岸の整備延長とし、10年後の整備延長を1,700mとしました。

都市環境の太陽光発電の設置件数では、これまでの増加実績より10年後の設置件数を15,800件としました。

なお、評価指標につきましては、計画期間が同じということもあり、にしお未来創造ビジョン（第8次西尾市総合計画）の評価指標のうち、都市計画に関する指標を抽出しております。

83ページ以降は語句説明となっております。

なお、パブリックコメントでは、4名から20件のご意見をいただき、内容変更となる将来都市構造図の変更につきましては、第5回都市計画マスタープラン等策定委員会を2月28日付で書面開催し、策定委員様からの承諾をいただいた後、変更をさせていただきました。また軽微な変更となる13件につきましては策定委員会委員長と相談し字句の変更をおこなっております。

都市計画マスタープランは、この都市計画審議会を経まして、4月の公表を予定しております。

以上、議案1とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。

議案第1号の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をされる方は挙手をし、議長からの指名を受けてから発言をお願いいたします。

	<p>特に無いようでしたら補足としまして、パブリックコメントを受けて修正された点を簡単にご説明願います。</p>
事務局	<p>資料の70ページをご覧くださいと分かりやすいと思います。地域別構想吉良地区内、上横須賀駅周辺の新生活拠点における黄色い丸の中で、赤い線が入っております。こちらが既存の市街化区域のラインとなります。そちらからはみ出た部分が今回の計画で位置づけた、新生活拠点の整備により市街地を拡大するエリアとして想定しておりますが、今回のパブリックコメントを反映し追加した部分が赤い線から北側、西尾幡豆線までのラインになります。</p>
議長	<p>ただ今の件も含めてご意見、ご質問はありますか。</p> <p>外山好一委員</p>
委員	<p>最近の開発を見ると、どんどん優良農地が無くなり、農業のやりづらい土地が残っています。ほ場整備の8年後に都市開発をされました。開発後の土地について、豪雨が発生した際に道路が冠水するようになったという周辺の方の意見を聞きますので、都市開発についてはよく考えていただきたい。</p>
議長	<p>グリーンインフラについてと思われませんが事務局何かありますか。</p>
事務局	<p>26ページの将来都市構造図をご覧くださいと分かりやすいと思います。青い丸で産業拠点（工業系）という位置付けをしております。既存の都市計画マスタープランで位置付けられている部分に加えて今回新たに7か所加えております。見ていただきますと幹線道路沿いに多く、南側は丸が無い事が分かると思います。こちらは商工振興課で工業誘致立地選定業務があり、そちらを経て大雨や津波による浸水被害の少ない地域を選定し丸を打っています。外山委員のおっしゃる優良農地に重なる部分がありますが、そちらを必ず開発する訳ではなく、入って頂ける事業者の方の意向を踏まえながらどの位置に立地したいのかを企業誘致部局で確認し、誘致をしていくこととなります。誘致については各種</p>

	<p>法令の許可を取りながら進めていく形になります。市として位置付けをし、工業と農業、商業のバランスをとっていく事も我々の使命ですので、可能性のある所を位置付け、工業の入ることのできる形、農業については出来るだけ守っていくスタンスで位置づけておりますのでご理解いただけると幸いです。</p>
議長	<p>他にご質問はよろしいでしょうか。</p> <p>高須ゆき江委員</p>
委員	<p>共創のまちづくり支援にて、買い物支援等で「高齢者にやさしい」や「高齢者の支援」と記載があり、高齢者に優しいのはもちろん大切ですが実際困ってみえるのは高齢者だけではなく若者世代など様々なところで困っている方はみえるので、高齢者のみならず色々な方の支援が出来たらと思います。</p>
議長	<p>事務局いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>当面は既存の支援を進めていくという事で、時代の変化とともに若者に対する支援も今後検討していかなければならないことであると認識しておりますので、その都度対応していこうと思います。</p>
議長	<p>例えば「高齢者等」にしてみてもいかがですか。交通弱者の代表という事でご理解いただければと思います。高須委員いかがでしょうか。</p>
委員	<p>高齢者のみのようになっていたのでその点が気になりました。</p>
議長	<p>広く交通弱者の支援という事で理解していただければと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>33ページの図について、下の凡例と佐久島の図が重なっているので直して頂く必要があると思います。</p>

事務局	直します。
議長	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>特に質疑もないようですので、採決をさせていただきたいと思 います。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり承認することに、ご異議ご ざいませんか。</p>
一同	異議なし
議長	<p>異議なしと認めていただきましたので、議案第1号は原案のと おり承認されました。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、議案第2号 「西尾市立地適正化計画について」 事 務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>引き続き説明させていただきます。</p> <p>議案第2号をご覧ください。</p> <p>西尾市立地適正化計画の提案理由としましては、人口減少が見 込まれるなか、安全・快適、コンパクトで持続可能なまちを形成 していくため、医療、福祉、商業、公共交通等の都市機能に係わ る適正な誘導方針や誘導区域等を明らかにする立地適正化計画を 策定するものです。</p> <p>立地適正化計画についても、都市計画マスタープランと同日に 策定委員会を開催後、パブリックコメントを実施して最終案とし て取りまとめました。この立地適正化計画につきましても、都市 計画マスタープラン等策定委員会から市長に答申をいただいた内 容となっております。</p> <p>本計画につきましても、都市計画運用指針において都市計画審 議会の意見を聴くこととされておりますので、議題とさせていた だきます。</p> <p>次頁以降が、立地適正化計画の案となりますのでご覧ください 。</p> <p>表紙をめくっていただきますと、目次がございますのでご覧く</p>

ださい。前回までの都市計画審議会では、「序章” 計画策定の主旨”」から「第7章防災指針」までを報告させていただいておりますので、ポイントとなる部分について説明をさせていただき、その後、第8章目標指標と進行管理について説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

2 ページをご覧ください。

中段にあります立地適正化計画制度のイメージ図をご覧ください。都市計画区域内の市街化区域の中に、居住誘導区域と都市機能誘導区域等を定めることにより、進行する人口減少社会における持続可能な都市づくりを進めるため、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトな市街地の形成と、地域公共交通網の充実、防災まちづくりの連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』を進めるものです。

3 ページは計画に記載する事項の一覧となり、居住誘導区域、都市機能誘導区域の他、誘導施設、誘導施策や防災指針について、本計画に記載をしています。

28 ページをご覧ください。

まちづくりの基本方針としまして、都市計画マスタープランの将来都市像を踏まえ、立地適正化に関する基本的な方針として下段に記載のとおり「誰もが便利に安心して暮らし続けられるまち西尾」とし、課題解決に向けて、①賑わいのある拠点の形成と地域特性に応じた都市機能の強化、②安全で住み心地の良い定住環境の向上と居住の誘導、③拠点と連携のとれた公共交通機能の充実を設定しました。

34 ページをご覧ください。

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう設定する区域となります。

42 ページをご覧ください。

区域の設定について緑色斜線で囲まれた区域を居住誘導区域と設定しております。一団の工場となっている区域や、土砂災害警戒区域等を除き、ほぼ市街化区域と同じとしております。

46 ページをご覧ください。

都市機能誘導区域は、一定のエリアと誘導したい機能を当該エリア内において明示することにより、医療・福祉・子育て支援・商業といった民間の生活サービス施設の誘導を図る区域となりま

す。

47ページをご覧ください。

区域を定める拠点は、都心拠点の西尾駅周辺、地域生活拠点の一色、吉良、幡豆の支所周辺、新生活拠点の上横須賀駅周辺の5つに拠点到設定します。

56ページをご覧ください。

誘導施設の設定は、立地状況や市民意向などを踏まえ、表のとおりとしました。行政施設、医療施設、介護・福祉施設、子育て施設、主な教育施設は近隣生活圏での生活に欠かせない施設であるため、改めて設定をしないこととし、商業施設や一部区域を除き生涯学習施設について設定いたしました。

58ページをご覧ください。

緑色斜線で示す居住誘導区域内に、青色斜線で囲まれた区域を都市機能誘導区域として設定しております。

60ページをご覧ください。

誘導施策でございます。

居住誘導や都市機能誘導に関する施策として、「1 居住誘導に関する施策」から62ページ「5 老朽化した都市計画施設の整備」までを都市計画マスタープランでも位置付けています具体的な施策を整理しております。

68ページをご覧ください。

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で、必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、防災施策との連携強化など、安全なまちづくりに必要な対策を計画的かつ着実に講じるため、立地適正化計画に定めるものです。

下段の策定フローをご覧ください。

災害リスクの情報と各種都市情報の重ね合わせによる分析を行うことで、主に居住誘導区域内における防災上の課題を抽出し、課題に対応する取組方針を明確にすることにより、具体的な取組及び今後のスケジュールを定めます。その分析結果について69ページから76ページにまとめてございますが、説明については省略させていただきます。

78ページをご覧ください。第8章 目標指標と進行管理

1. 目標指標と期待される効果でございます。

施策の効果を客観的に評価・分析するため、立地適正化計画の基

本の方針の実現をめざす、定量的な「数値目標」を設定します。

(1) 目標指標として、立地の適正化に関する基本方針で設定した3項目に、安全なまちづくりに必要な防災を加えた、4指標を設定しました。

①賑わいのある拠点の形成と地域特性に応じた都市機能の強化
指標1として、都心拠点における都市機能誘導区域の人口密度は、にしお未来創造ビジョンの将来人口より算出をし、中間値を50人/haとし、目標値は人口密度を維持するとし、同一としました。

②安全で住み心地の良い定住環境の向上と居住の誘導
指標2として、居住誘導区域内の人口密度についても、にしお未来創造ビジョンの将来人口より算出をし、中間値を40人/haとし、目標値は人口密度を維持するとし、同一としました。

③拠点と連携のとれた公共交通機能の充実
指標3として、公共交通（鉄道、民間バス、コミュニティバス等）の利用者は、にしお未来創造ビジョンで算出した数値で中間値を469.6万人とし、人口減少下においても公共交通利用者を維持するとし、目標値は同一としました。

④防災 指標4として防災に対する市民の不満度としました。
都市計画マスタープラン策定時に住民アンケート調査を実施しており、不満と感じている人の目標値を1割程度まで減少させることとし、中間値は現状と目標値の中間値としました。

(2) 期待される効果では、誘導施策を進めることにより、居住誘導区域内では居住の魅力が高まるとともに、都市機能誘導区域内における賑わいと交流が促進され、市民が安全・快適に住み続けることができる持続可能な都市の実現が期待されます。

2. 進行管理につきましてはPDCAサイクルに努め、必要に応じて見直しをしていくこととしています。

以上が、立地適正化計画の説明となります。なお、パブリックコメントでは1名から1件の意見をいただきましたが、計画への反映はしないこととしました。立地適正化計画は、この都市計画審議会を経まして、4月の公表を予定しております。

以上、議題2の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議案第2号説明は終わりました。

議長

	<p>議案第 2 号についてご質問等ございますか。</p> <p>外山好一委員</p>
委員	<p>皆さんにお聞きしたいです。西尾市は横の移動は動きやすいと感じますが、北への移動は時間がかかると思いますがどう思われますか。</p>
委員	<p>米津方面に抜けるのに時間がかかると思います。</p>
議長	<p>事務局の見解はいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>おっしゃる通り、時間がかかると認識しております。その理由については様々あると思いますが、西尾の街中を通っていくことでもありますし、(都)衣浦岡崎線、(都)衣浦蒲郡線など幹線道路の信号により南北に渋滞しやすくなっている気もします。(都)安城一色線を県が整備をしていますので、そちらを進めていきながら、渋滞緩和に向けて取り組んでいきます。息の長い話になりますので、現状で対策をしていく必要があると考えています。また、県とも協力していきたいと思えます。</p>
議長	<p>報告書 31 ページでしょうか。立地適正化計画というのはコンパクトシティ・プラス・ネットワークであり、ネットワークとして道路や公共交通で各拠点を結んでいくということです。都市軸が出来てくると外山委員のおっしゃる懸念が少しでも解消される気がします。紫と青の軸を鋭意努力していただき、整備していただければと思えます。</p>
事務局	<p>一点追加させていただきます。31 ページの図中に西尾幡豆線がありますが、3月19日に開通をいたしますので報告させていただきます。</p>
議長	<p>少し南北の移動がしやすくなるのではと思えます。</p> <p>立地適正化計画に関しては専門的な内容もございまして、建築業者に関しては別途この計画に関して届出の資料を用意いただい</p>

	<p>ていると思いますので、資料に関しては事務局にご相談いただければと思います。今申し上げさせていただいた制度は6章、63ページにあります。届出に書類が必要になりまして、業者向けに用意されているとのこと。</p> <p>他に質問等ございませんか。</p> <p>特に質疑もないようですので、採決をさせていただきたいと思います。</p> <p>議案第2号、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし
議 長	<p>異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり承認されました。続きまして、議案第3号「西尾市緑の基本計画について」事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>公園緑地課の新實でございます。よろしく申し上げます。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。</p> <p>議案第3号「西尾市緑の基本計画について」説明をさせていただきます。</p> <p>提案理由といたしましては、緑の保全及び緑地の目標や、その推進のための施策のほか、都市公園のなどの施設の配置や整備・管理などの方針を定め、市民・事業者・行政の共創により緑豊かなまちづくりを推進するために策定するものであります。</p> <p>緑の基本計画についても、都市計画マスタープラン、立地適正化計画と同様に策定委員会を開催後、パブリックコメントを実施し、いただいたご意見を踏まえ、緑の基本計画として取りまとめました。</p> <p>緑の基本計画も先の2計画と同様に策定委員会から市長に答申をいただいた内容となっております。本計画につきましても、都市計画マスタープランと同様で、都市計画決定ではなく、都市計画画手続きを経る必要はありませんが、都市計画審議会で審議する</p>

ことが望ましいとされているため、議題とさせていただきます。
一枚めくって頂きますと、緑の基本計画になりますのでご覧ください。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。

それでは、序章から説明をさせていただきますので、2ページをご覧ください。計画の概要としまして、計画の目的、計画の位置づけ、計画期間などを記載しております。計画期間としましては、令和5年度から令和14年度までの10年間としております。

9ページをご覧ください。

第1章 まちの概要としまして、10ページから16ページに、本市の気候や生態系などの自然環境、人口や産業などの社会環境を記載しております。

次に、第2章 緑の現況と課題です。

18ページをご覧ください。

緑地・緑被状況であります。緑被率は市全域に対し、令和3年1月時点で、約70%程度であり、田畑などの農地や草地、森林などの緑は多くなっておりますが、市街化区域内の緑被は少なく、約20%程度となっております。

21ページをご覧ください。

市民意向としまして、令和3年8月11日から、西尾市の住民登録をしている満16歳以上の方、3,000人を無作為に抽出し、市民アンケートを実施しました。市内の緑の環境については、約半数の市民が「概ね満足」または、「どちらかという満足」と回答しており、前計画の調査より、約9ポイント上昇しており、緑の環境に対する評価は上昇しております。

緑のまちづくりの推進にあたって、力を入れていくべき取り組みとしまして、身近な公園や緑地の活用推進、里山や農地などの昔からある緑の保全などが求められております。

22ページに、課題の整理として、

量の確保、質の向上、持続的な緑のまちづくりの三つの視点から課題を整理しております。

次に、第3章 計画の目指す姿です。

26ページをご覧ください。

基本理念としましては、前計画の西尾らしさを表現する基本理念のフレーズである「海・川・山・歴史」の表現は残し、「海・

川・山・歴史を未来へ みんなで育む 緑が息吹くまち」と、定めております。

27ページに、緑の将来都市像としましては、本市の緑の骨格を示すものであり、前計画の将来像をベースに検討を行い、空間配置論の視点から、面的な概念である<エリア>、線的な概念である<軸>、点の概念である<拠点>の3つの要素で整理しております。

次に、第4章 緑の配置方針です。

30ページをご覧ください。

緑の配置方針の概要としまして、本計画においては、緑が持つ多様な機能を、愛知県広域緑地計画にならい、「環境」、「安全」、「生活」、「活力」の4つの視点で分類し、機能類型ごとに配置を位置づけました。機能類型ごとに整理することで、機能配置の不均衡を抑制し、必要な緑の機能が市内のどこであってもある程度均質的に充足されるように誘導を図っております。4つの視点を31ページから34ページに記載しております。

次に、第5章 施策です。

36ページをご覧ください。

施策展開の方向性としまして、基本理念の実現に向けて、方向性①から③のもと、施策を展開しております。

37ページをご覧ください。

施策が目指す目標を「守る」、「つくる」、「活かす」、「伝える」の4つの目標に分け、目標ごとに施策を位置づけております。「守る」の施策としまして、森林の保全、農地の保全、共創での緑の維持管理を推進する環境整備などの8項目、「つくる」の施策としまして、水と緑のネットワークづくり、公園・緑地・街路樹などの整備、民有地の緑化などの5項目、「活かす」の施策としまして、公共空間の緑の多面的機能の活用、農地・里山などの活用推進など3項目、「伝える」の施策としまして、緑のまちづくりに対する意識啓発などの取組み、緑のまちづくりを進める手法の周知の2項目、施策の取組みを39ページから69ページに記載しておりますが、それぞれの説明は、時間の都合もございましたので、省略させていただきます。

次に、第6章 緑化重点地区です。

72ページをご覧ください。

重点的に緑化の推進に配慮を加える地区として、前計画の「西

尾駅周辺」、「八ツ面山周辺」、「一色地域文化広場及び佐久島行き船のりば周辺」、「吉良支所周辺」、「幡豆支所周辺」の5地区に加え、本計画では新たに「上横須賀駅周辺」を重点地区に加えて、6つの緑化重点地区を設定しました。

73ページをご覧ください。

1つ目の重点地区として西尾駅周辺でございます。

地区の緑化方針は「市の歴史や文化を感じる おもてなしの緑のまちづくり」とし、西尾らしさを感じられる空間として、緑の環境を誘導していきます。

74、75ページをご覧ください。

施策の主なものとしまして、西尾公園の再整備、西尾駅周辺の駅前広場のオープンスペースとしての活用促進があります。

76ページをご覧ください。

次の重点地区の八ツ面山周辺でございます。

地区の緑化方針は「市民にとって身近な自然とのふれあい空間づくり」とし、八ツ面山の貴重な緑を、市民が自然と触れ合う身近な空間として環境を整えてまいります。

77、78ページをご覧ください。

施策の主なものとしまして、八ツ面山周辺における親子で楽しめる公園事業の推進、古川緑地の散策路の整備があります。

次に79ページをご覧ください。

3つ目の重点地区として、一色地域文化広場及び、佐久島行き船のりば周辺でございます。

地区の緑化方針は「多くの人を癒す 豊かな緑の空間づくり」とし、地域住民や観光客が緑を目にして、癒す緑の空間形成を図ってまいります。

80、81ページをご覧ください。

施策の主なものとしまして、散策しやすい環境づくり、一色地域文化広場の緑の拠点としての整備の推進であります。

82ページをご覧ください。

4つ目の重点地区として、上横須賀駅周辺でございます。

地区の緑化方針は「まちの新たな顔として質の高い緑の環境づくり」とし、新生活拠点にふさわしい質の高い緑づくりの環境づくりを推進してまいります。

83、84ページをご覧ください。

施策の主なものとしまして、新生活拠点として市の象徴となる

施設の整備検討、コミュニティ公園の再整備があります。

85ページをご覧ください。

5つ目の重点地区として、吉良支所周辺でございます。

地区の緑化方針は「歴史ある観光地としてのおもてなしの緑づくり」とし、歴史文化資源と海辺の豊かな自然に恵まれた観光地であり、そうした資源を活かす緑の空間づくりを進めてまいります。

86、87ページをご覧ください。

施策の主なものとしまして、西尾市きら市民交流センターや吉良支所を利用する市民に親しまれる花や樹木による景観づくり、あいち森と緑づくり事業などを活用した都市計画道路吉田駅前線の街路樹の再生があります。

88ページをご覧ください。

6つ目の重点地区として、幡豆支所周辺でございます。

地区の緑化方針は「豊かな自然環境と調和した暮らしやすい緑づくり」とし、自然とまちが調和した住み心地の良い緑の環境を維持してまいります。

89、90ページをご覧ください。

施策の主なものとしまして、西幡豆駅前周辺の花壇やフラワーポットなど地域と連携した良好な緑化を推進、門内公園の良好な景観スポットを確保する植栽のなどの維持管理の充実があります。

次に、第7章 保全配慮地区です。

92ページをご覧ください。

保全配慮地区は、今回の計画から設定するもので、概念的な地区であり、行為の制限などの法的な効力はございませんが、緑化保全の意識の共有を図ること、まちづくりや地域づくりの考え方に近い共創での取組みを期待する地区となり、下の図の青枠で囲った区域を設定し、景観に配慮した開発誘導や、市民や事業者が活用できる緑の保全に関する制度の周知に努めるものであります。

次に、第8章 計画の推進に向けてです。

94ページをご覧ください。

計画の担い手として、みどりのまちづくりにおける役割分担を、「市民・団体」、「事業者」、「行政」「関係人口」とし、それぞれが担い手であることを認識しつつ、共創体制を作り実行して

まいります。

95ページに、実現化方策として、本計画の実現に向けて、「他機関との連携」、「庁内での横断的連携」、「市民や関係機関・団体などとの連携」、「財源確保」の4つを方策として整理しております。他機関との連携としては、緑は市域外にも連続していることから、愛知県や近隣市のほか関係機関との連携を含めて広域連携の強化に努めます。庁内での横断的連携としては、施策を効果的に進めていくために庁内の連携を強化して、事業の評価、改善といった進行管理などについて、横断的な推進を図ります。市民や関係機関・団体などとの連携としては、アダプトプログラム参加団体や環境学習関連団体など既存の活動団体を軸に輪を広げていき、つながりを生み出すきっかけの創出を図ります。

財源確保としては、持続的な緑のまちづくりを進めていくために、国や県などの補助金、緑化基金などを活用し、財源確保に努めます。

96ページをご覧ください。

計画の進行管理としまして、緑の基本計画の進行管理は、PDCAサイクルを基本に担当部署により指標や施策の実施状況を定期的に把握し、施策の継続性、財源の確保、効果的な事業スケジュールの設定などについて検討を行います。計画の実現性を高めるため、マネジメントサイクルやPDCAサイクルを取り入れ、緑の現況や施策の進捗状況を把握し、必要に応じて計画の見直しを行ってまいります。計画の評価、見直しについては本計画を効果的に進めるために施策や事業の実施状況、社会情勢、市民ニーズの変化に応じて適正な見直しを図る必要があります。従って目標年度の間接点となる計画策定後5年を目途として施策、事業の実施状況を評価し、必要に応じて本計画の見直しを行うものとしたします。

97ページをご覧ください。

目標指標を記載し、施策展開の目標ごとに分類し、目標年次の指標数値をまとめております。

99ページからは、資料編として、策定の経過、用語集を記載しております。

なお、パブリックコメントでは、2名から8件のご意見をいただき、策定委員会委員長と相談し、軽微な変更で計画に影響のない2件につきましては、字句の変更を行い、残りの6件につき

	<p>ましては、参考意見などであったため、計画への反映はしないこととしました。</p> <p>緑の基本計画は、この都市計画審議会を経まして、4月の公表を予定しております。</p> <p>以上、議案3号緑の基本計画の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第3号の説明は終わりました。何かご質問等ございますか。</p> <p>パブリックコメントを受けて修正された点ご説明頂けますでしょうか。</p>
事務局	<p>2ページの計画の位置付けです。下の表では整合と連携の文字を使い分けていますが、変更前の説明文章では全ての計画や方針等との「整合を図りながら」となっていたので、整合を図る計画と、連携を図る計画を分けて記載することに変更しました。</p>
議 長	<p>上位に位置する計画については整合という言葉を使い、その他については横並びにという事ですね。</p>
事務局	<p>変更前は全て整合を図っている文章となっていましたので、その他関連計画については、連携を図るという文章にさせていただきました。</p> <p>続いて49ページです。援農ボランティア制度や農福連携は地産地消が目的ではないため、「地産地消の推進」の文言を消し、「交流」に変更しました。以上、2点です。</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見いかがでしょうか。</p> <p>それでは、特に質疑もないようですので、採決を行います。議案第3号について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし</p>

<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり承認されました。本日、予定しておりました議題はすべて終了いたしました。</p> <p>続きまして、次第の「3 報告事項」に入らせていただきます。説明後、ご意見を賜りますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>始めに①「西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る都市計画手続の経過について」事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>環境業務課の渡辺です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。</p> <p>1 ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業については、都市計画決定内容の変更手続を行うにあたり、「都市計画運用指針」に基づき、施設の配置や煙突高さに関する複数案を設定した「構想段階評価書」を令和4年5月に公表し、その後、設定した複数案から、単一の案への絞り込みを行った「都市計画の概略の案」を令和4年11月に公表しています。</p> <p>次に、「2. 都市計画の概略の案」について説明いたします。</p> <p>都市計画の種類は、「西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）」です。名称は、現在と同じ「西尾市クリーンセンター」です。位置は、現西尾市クリーンセンターの、「西尾市吉良町岡山大岩山地内ほか」です。区域は、現在は図に示す赤色の約4.39haが都市計画決定されている範囲ですが、これに青色で示す約0.06haの範囲を加えることにより、変更後の面積は約4.45haとなります。</p> <p>一点、図面の赤枠と背景がずれております。現在のクリーンセンター敷地と同じになりますので、赤枠が少し上になります。申し訳ございません。</p> <p>2 ページをご覧ください。</p> <p>「3. 都市計画の概略の案の公表と説明会の実施状況」について説明いたします。都市計画の概略の案は、令和4年11月1日から11月30日に公表し、公表期間中に、同時に手続きを進めている環境影響評価方法書と合わせて、地域の方への説明会を実施しました。説明会の開催日時等は、表のとおりです。都市計画の概略の案については、説明会において意見聴取することとしています。</p>

が、説明会において、都市計画の概略の案に対するご意見はありませんでした。次に、「4. 環境影響評価方法書についての意見書の提出状況」について説明いたします。都市計画の概略の案と同時に手続きを進めている環境影響評価方法書では、都市計画の概略の案と同じ、令和4年11月1日から11月30日に縦覧し、12月14日まで意見書の提出を求めており、期限までに提出された意見書は計4通で意見数は66件でした。また、いただいた意見の概要としては、表にお示しのとおりですが、「ごみ処理施設の諸元で、配慮書で焼却能力310t/日としていたものが、方法書では292t/日と縮小されており、その理由を説明してほしい。」というご意見や、「環境騒音・振動、低周波音、悪臭について、季節による風向きの変化があるため、西側だけでなく、東側及び南側も追加してほしい。」というご意見、そして、「道路沿道大気質、道路交通騒音・振動等について、夏休み期間中のホワイトウェイブ21利用者が増加することに伴う交通渋滞が発生しているため、観測時期を追加してほしい。」といったご意見をいただきました。

いただいたご意見に対する都市計画決定権者の見解は、次の環境影響評価準備書の段階でお示しすることとなりますが、いただいたご意見も十分に検討した上で、環境影響評価の手続きも進めてまいりたいと考えています。

3ページをご覧ください。

最後に、「5. 今後の予定」について説明いたします。

これまでの都市計画手続の実施状況としては、「都市計画の構想段階評価書の案」、「都市計画の構想段階評価書」及び「都市計画の概略の案」を公表した段階です。

今後は、令和5年度から令和6年度にかけて「都市計画原案の作成」や「都市計画案の作成」など都市計画の手続を行う予定としております。

また、手続の各段階で、都計審に報告等をさせていただく予定としております。

本日の説明は以上です。

議長

ありがとうございます。ご意見等ございましたらお願いいたします。

特に無ければ、今後ご審議頂く内容になりますので、よろしく
お願いいたします。

それでは、特に質疑もないようですので、①「西三河都市計画
ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施
設整備事業に係る都市計画手続の経過について」を終わります。

続きまして、②「歴史的風致維持向上計画の策定について」事務
局から説明を求めます。

事務局

観光文化振興課の犬塚と申します。よろしくお願いいたしま
す。着座にて説明させていただきます。

それでは、西尾市歴史的風致維持向上計画の策定について、報
告をさせていただきます。

1 歴史的風致維持向上計画とは、歴史まちづくり法に基づ
き、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、市町村
が作成し、国が認定する計画です。

歴史的風致とは、「伝統的な人々の活動」とその活動が行われ
る「歴史的建造物」、及びその「周辺の市街地」が一体となって
形成される良好な市街地の環境と定義されています。西尾市にお
いては、西尾城城下町や吉良氏、西尾の抹茶等に関する歴史的風
致を設定しております。本計画は総合計画や都市計画マスタープ
ラン、文化財保存活用地域計画等の上位関連計画等における位置
づけや、事業との整合をとりつつ作成しております。

2 認定のメリットについては、計画の認定により、重点区域
内にて実施する歴史まちづくり事業への支援措置として、補助対
象の拡大や国費の補助率嵩上げなどが期待されます。特に西尾市
においては、都市再生整備計画事業の交付率嵩上げを期待してい
るところであり、交付率が40%から45%になるとともに、土塁・
堀跡の整備も補助対象となります。

3 重点地区の設定について、歴史的風致維持向上計画には重
点区域の設定が必要であり、本計画では、西尾城城下町周辺から
八ツ面山周辺に至る「西尾城城下町周辺地区」を重点区域に設定
しています。重点区域には、国指定の重要文化財等が区域内に含
まれる必要があることから、八ツ面山にある重要文化財建造物
「久麻久神社本殿」を核となる要素に位置づけ、西尾城城下町周

	<p>辺の社寺や西尾城跡の遺構、西尾祇園祭など、多様な建造物や活動を歴史的風致の構成要素として設定しています。また、本区域は、市の中核的な都市機能を担う中心市街地であり、良好な景観や賑わいづくりの観点から、重点的かつ一体的な施策を推進していくことが必要となります。</p> <p>4 認定へ向けたスケジュールについて、計画の認定へ向け、昨年度より5回にわたり、国交省・文化庁・農水省との協議を進め、3月9日には中部地整同席のもと、3省庁とともに現地視察を実施いたしました。今後、計画案をもとに引き続き3省庁との協議を重ねていくこととなりますが、関連事業との連携を考慮して、令和5年夏頃までには計画を完成させ、その後、認定を受けることを予定しております。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それではご意見等ありますでしょうか。</p>
事務局	<p>先日現地調査は完了したとのことですが、3省庁の感触はいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>観光文化振興課の榊原と申します。私から説明させていただきます。着座にて回答させていただきます。</p>
議 長	<p>文化庁・国交省・農水省の現地視察を経て、夏頃までの認定は可能ではないか。との回答を頂きましたので遅くとも8月、9月頃の認定を目指して今から計画策定を進めていけるのではと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p>
事務局	<p>今現在の社会資本整備交付金による都市再生整備計画事業があると思いますが、現在こちら以外ではどのような計画でしょうか。</p>
事務局	<p>高須から説明させていただきます。西尾駅周辺地区として、西尾城を中心に、にぎわいづくりのための様々な施策という事で岩瀬文</p>

	<p>庫の広場の整備や大手門の整備、生涯学習センターの整備、その他イベントを入れてこの地域のにぎわいを創出する事業を現在進めておりまして、こちらも認定されましたらその計画に位置付けをして進めていきたいと考えています。</p>
議 長	<p>交付金の嵩上げを期待とありますが、全体の事業費はいくらになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>30億円程であったと思います。</p>
議 長	<p>5%嵩上げは大きいですね。ありがとうございます。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>それでは、特にご意見もないようですので、②「歴史的風致維持向上計画の策定について」を終わります。</p> <p>本日、予定しておりました、「議題」「報告事項」すべての案件が終わりました。これをもちまして、議長の任を解かさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第の「4 その他」であります。全体を通して何か質問等はございますか。</p> <p>特に無いようでございますので、事務局から事務連絡をさせていただきます。</p> <p>事務局の坂部より2点連絡させていただきます。</p> <p>1点目は、本日の議事録を事務局にて作成いたしました後、会議録署名委員に指名されました磯部雅弘委員、牧千恵子委員におかれましては署名をいただきに、後日事務局から連絡をし、お伺いさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>2点目は、令和5年度第1回の都市計画審議会は、秋頃を予定しております。正式な日程が決まりましたらご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>

これもちまして、西尾市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

本日は、長時間ありがとうございました。

(閉会) 午後3時30分